# 学校いじめ防止基本方針

西尾市立鶴城中学校

## １　いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるものである。これらの基本的な考えを基に、教職員が日頃から生徒たちと関わりながら、わずかな兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していくことが望まれる。

学校は、安心かつ安全に生活できる場でなければならい。また、生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、教職員や周りの友人などと互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる場として存在しなければならない。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めていくことが大切である。

## ２　いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を全職員で毎月行い、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

### （１）「いじめ防止対策組織」の役割

**ア　「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認**

・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策を検証し、改善策を検討する。

**イ　教職員への共通理解と意識啓発**

・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。

・対策委員会や職員会、および生徒室会等で、日頃から気になる生徒について情報共有に努め、指導方針や指導方法等の共通理解を図る。

・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

**ウ　生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発**

・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

**エ　いじめに対する措置（いじめ事案への対応）**

・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。

・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。

・問題が解消したと判断した場合も、その後の生徒の様子を見守り、継続的な指導支援を行う。

## ３　いじめの防止等に関する具体的な取組

### （１） いじめの未然防止の取組

ア　生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくりを進める。

イ　生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ　情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者・被害者とならないよう継続的に指導する。

オ　「西尾市の学校総点検の日」には、生徒一人一人のより的確な現状把握に努めるとともに、和鶴集会において人権・いじめに関する啓発活動を実施していじめ問題に対する意識の高揚を図る。

### （２） いじめの早期発見の取組

ア　生徒の様子を観察したり、会話や日記等の内容を把握したりする中で、気になる行動について、学年会や職員会、対策委員会等で情報交換をする。

イ　生活アンケートとこれを受けた個別面談（教育相談）を定期的に実施（年３回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ　教職員と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ　いじめ相談電話等､外部の相談機関を紹介し､生徒が相談しやすい環境を整える。

### （３）いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ　被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

ウ　加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ　いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ　ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

## ４　重大事態への対応

（１）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

（２）学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

（３）調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

## ５　学校の取組に対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクル（ＰＬＡＮ→ＤＯ→ＣＨＥＣＫ→ＡＣＴＩＯＮ）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

（２）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に１回実施（１２月）し、いじめ・不登校・問題行動対策委員会で、いじめに関する取組の検証を行う。

## ６　その他

（１）いじめ防止に関する校内研修を年２回程度計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

（２）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】

重大事態の発生

↓

教育委員会へ重大事態の発生を報告

↓

**教育委員会が調査の主体を判断**

学校が調査主体の場合

※教育委員会と連携して対応する。

**学校に重大事態の調査組織を設置**

※「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」が調査組織の母体となる。
※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

↓

**事実関係を明確にするための調査を実施**

※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

↓

**いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供**

※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

↓

**調査結果を教育委員会に報告**

※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

↓

**調査結果を踏まえた必要な措置**

※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
※再発防止に向けた取組の検証を行う。

＜資料＞　取組の年間計画

| | | 「いじめ・不登校・問題行動対策委員会」 | 未然防止の取組 | 早期発見の取組 | 保護者・地域との連携 |
|---|---|---|---|---|---|
| 4月 | P | ○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 | ○相談室やＳＣの生徒、保護者への周知<br>○学級開き、学年開き<br>○保健指導（心と体の成長） | ○いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知<br>○身体測定 | ○公開授業<br>○ＰＴＡ総会での「学校いじめ基本方針」の説明 |
| 5月 | D | | ○情報モラル教室<br>ネットモラル | ○「生活アンケート」 | |
| 6月 | | | ○勤労体験学習（２年）<br>○いのちの教育 | ○教育相談週間 | |
| 7月 | | | | | ○個別懇談会<br>○学校評議員への授業の公開 |
| 8月 | | ○現職研修①教育相談 | | | |
| 9月 | | | ○体育大会応援合戦 | | |
| 10月 | | | | ○身体測定<br>○「生活アンケート」 | |
| 11月 | | ○学校総点検日<br>（和鶴集会での啓発）<br>○現職研修②いじめ | ○鶴中文化の創造<br>合唱コンクール | ○教育相談週間 | ○公開授業<br>○拡大「いじめ・不登校・問題行動対策委員会（民生委員含む） |
| 12月 | | ○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証<br>○現職研修③教育相談 | ○人権週間（ネットモラルを含む）<br>ビデオ視聴<br>集会での講話<br>○赤い羽根募金活動 | | ○個別懇談会<br>○保護者への学校評価アンケート |
| 1月 | | | | ○「生活アンケート」 | |
| 2月 | C | ○自己評価 | ○３年生を送る会 | ○教育相談週間 | |
| 3月 | A | | | | ○学校評議員への授業の公開 |
| 通年 | P へ | ○校内のいじめに関する情報の収集<br>○対応策の検討 | ○集会における校長講話<br>○道徳教育、体験活動の充実<br>○わかる授業の充実 | ○健康観察の実施<br>○ＳＣ、ＳＳＷｒによる相談活動<br>○生活記録 | ○街頭交通指導（２か月に１回） |

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。